

変更・廃止・休止・再開・加算に必要な添付書類一覧（小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護）

※事業所の名称や加算や再算に係る届出を行う、他に変更事項がある場合は、当該届出に併せてご提出ください。
※以下一覧はあくまで参考であり、条件によっては追加の書類が必要となる届出も御座います。
また、随時見直しを行っています。最新のものはNAGOYAかいごネットをご確認ください。

Table with columns for '変更があった事項' (Items that have changed), '法人に関する変更' (Changes related to the corporation), '事業所に関する変更' (Changes related to the facility), '加算' (Addition), and '介護' (Nursing). Rows include items like '変更届出書', '代表者情報', '運営規程', and '介護給付費算定'.

*1) 東京都は届出前に東京都庁から届出ます。
*2) 業務関係の変更であって運営規程の変更がない場合は、変更の届出は必要ありません。
*3) 運営規程の従業員の数について、「〇人以上」のように記載をしており、そこから変更がない場合は、届け出る必要はありません。
*4) 宿泊費を変更する場合は、積算のわかるものを別に添付いただくか、変更届出書（第4号様式）に積算根拠をご記入ください。
*5) 事前相談が必要です。
*6) 過去に補助金を受けている場合は事前相談が必要です。休止届・廃止届の締め切りは休止・廃止日の1ヶ月前です。
注1) 代表者の住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、各種誓約書を添付する必要があります。
注2) 不動産の権利関係の変更を伴わない場合や軽微な区画変更など、添付不要な場合もありますので、事前相談時にご確認ください。
注3) 住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。
注4) 看護職員の変更の場合に添付してください。
注5) サービス提供体制強化加算に関する届出書の作成に当たっては、サービス提供体制強化加算計算書を必ず作成し、その内容を反映したものを提出してください。
注6) 介護職員処遇改善加算等を算定していた事業所は、NAGOYAかいごネットの「介護職員処遇改善加算について（介護職員処遇改善実績報告について）」をご確認の上、実績報告書等を併せて提出してください。
注7) NAGOYAかいごネットの「業務管理体制について」をご覧ください。
注8) その他基準省令確認書類（参考様式46）は、本市が必要と認める場合に添付してください。（様式は必要の都度配布します。）
※届出の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください。